
第 4 章 ごみ処理基本計画

第1節 減量化・資源化計画

基本理念である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指して、家庭系ごみ及び事業系ごみの削減並びに資源化率の向上を目指し施策をより一層推進する。

1 市民・事業者・行政のパートナーシップづくり

循環型社会形成に向けて、ごみ減量化・資源化を促進していくためには、市民・事業者・行政が連携し、パートナーシップをもって行動していくことが必要である。

施策（1） 廃棄物減量等推進員制度の充実、活用【継続】

地域におけるごみ減量の推進者として、また、まず自ら実践するとともに、地域に広める活動者として、ごみゼロ推進員（廃棄物減量等推進員）の育成及び活動の充実を図る。

（主な施策）

- 廃棄物減量等推進員の増員
- 廃棄物減量等推進員の研修

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
廃棄物減量等推進員制度の充実、活用	→ 継続									

施策（2） 出前講座等の活用【継続】

市から地域や事業所等に出向く機会を活用しごみに関する対話の場をつくる。

（主な施策）

- 出前講座等の活用
- 自治会等への出前講座等のPR

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
出前講座等の活用	→ 継続									

施策（３） 事業者における、ごみ減量化・資源化の推進【新規】

事業者は、市やリサイクル事業者等からの廃棄物に関する情報を収集するとともに、自らが排出するごみの減量やリサイクルについて考え、実践に努めるものとする。また、市は、事業者向けのごみの減量化・資源化に関する情報の提供に努めるものとする。

（主な施策）

- 事業者向けごみの減量やリサイクルの啓発リーフレット作成・配布
- 事業者向け施設見学会の開催
- 小規模事業所等への情報提供方法の研究

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業者における、ごみの減量化・資源化の推進	調査・検討			継続・強化・推進						

2 循環型社会形成に向けた人づくり

循環型社会形成の基本は、循環型社会にふさわしい人づくりであると考えます。すなわち、市民1人ひとりが、日頃から環境問題やごみ問題に関心を持ち、ごみの出ない暮らしを実践し、出たごみはできる限りリサイクルし、環境への負荷が少ないライフスタイルを自然に心がけるようになることである。そのため、意識啓発のための情報発信を積極的に行っていく。

施策（４） 意識啓発のための情報発信【継続】

ごみに関する市民の意識を高めるため、市民がごみ減量、リサイクルに取り組むために必要な情報を積極的に発信していく。

子ども達にも廃棄物への関心を持ってもらうため、楽しめて、わかりやすい情報を提供する。

（主な施策）

- 市民向けパンフレットやホームページを利用した意識啓発、情報発信
- 3Rに関する情報を促進するためのツールの研究、ネットワークづくり
- 子ども向けページの作成

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
意識啓発のための情報発信	継続									


施策（５） 啓発活動、環境学習の充実【継続】

ものを大切にし、ごみをなるべく出さないライフスタイルを身につけるには、人と環境の関係に対する深い理解や環境問題に関心を持つことが必要である。

小学生の社会見学やクリーンセンター見学時の環境教育や学習を推進していく。

（主な施策）

- 施設見学時における環境教育、環境学習の機会の創造
- 粗大ごみリサイクル品販売会等の市民参加型のイベントの開催
- ごみ減量化・資源化啓発センターの充実
- 上手なコンポストづくりや堆肥の使い方に対する情報提供
- 市民に分かりやすい啓発の工夫（例：啓発用動画の作成）

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
啓発活動、環境学習の充実										

3 家庭・事業系でのごみ減量化・資源化の促進

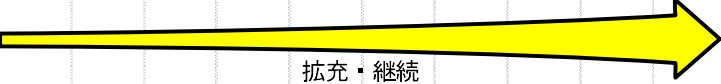
これまでの「3Rの推進」を継続し、その中でも本市は、発生抑制とリサイクルを中心として循環型社会の構築を目指し、最終処分場の延命化を図るとともに「燃やすごみ削減」に取り組むため、より一層の分別の徹底を図る必要がある。

施策（６） 家庭における3Rへの取り組みの推進【拡充】

ごみの減量化・資源化の原則に従い、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、各家庭において、ごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを基本に、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことを支援するとともに、特に燃やすごみを減量するために効果的である「生ごみの水切り」については、他事例等を研究し、市民にわかりやすい方法などを情報発信していく。

（主な施策）

- 水切りの奨励
- 分別の徹底の啓発
- 再生資源集団回収の拡充
- 買い物袋持参運動の推進
- 店頭回収への働きかけ
- 市民のリサイクル活動への支援
- ごみ処理における的確な現状把握

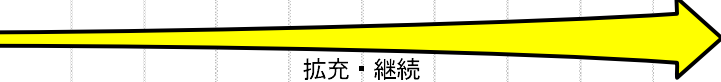
項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
家庭における3Rへの取り組みの推進	 拡充・継続									

施策（7） 事業所における3Rへの取り組みの推進【拡充】

事業所においても、事業者責任において行われる廃棄物処理に当たって、家庭同様にごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを基本に3Rに取り組むことを啓発する。

（主な施策）

- 3Rの啓発
- 書類、紙類の資源化の呼びかけ
- 過剰包装の抑制
- ごみ減量化・資源化啓発資料の配布
- 多量排出事業者への減量計画等報告書の提出指導等
- 公共施設のごみ減量化・資源化の促進
- 各種リサイクル法の周知



項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業所における3Rへの取り組みの推進	 拡充・継続									

施策（8） 事業系ごみの分別の徹底【継続（重点）】

現在、事業者に対しては、許可業者から減量化・資源化、分別の徹底について周知する間接的指導と、市から事業者へ啓発リーフレットを配布する指導・啓発を行っているが、まだまだ十分でないことから、更なる働きかけの充実を図る。

（主な施策）

- 事業所の現状の把握（例：許可業者への聞き取りなど）
- 減量化・資源化及び分別の徹底と啓発
- 減量化・資源化へのインセンティブ（動機付け）の検討
- 一廃、産廃の区分の周知と徹底

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
事業系ごみの分別の徹底	 啓発・検討			 分別の徹底						

施策（９） 処理手数料の見直しの調査研究【継続】

ごみの減量化と分別の徹底のため施策の一つとしてのごみの有料化、資源ごみとの差別化、指定ごみ袋制度の導入、処理手数料の見直し等について、ごみの減量の進捗状況、社会情勢等を見ながら引き続き調査研究する。

（主な施策）

- ごみの有料化の調査研究
- 処理手数料の見直しの検討

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
処理手数料の見直しの調査研究										

施策（１０） 先進都市の取り組みの調査研究【継続】

先進都市において行われている減量化・資源化についての先進的な取り組みの調査研究を行い、本市においての実施可能性、有効性について検討する。

（主な施策）

- 減量化・資源化における先進的な取り組み事例調査・研究

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
先進都市の取り組みの調査研究										

施策（１１） 国、製造・流通事業者への要請【継続】

ごみの減量を進めるためには、ごみの発生源での取り組みが重要かつ有効である。循環型社会形成推進基本法では拡大生産者責任をうたっており、国、製造・流通業者等に対して、他自治体と連携して、拡大生産者責任の強化・法整備等について要請を行っていく。

（主な施策）

- 拡大生産者責任の強化・法整備等の要請

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
国、製造・流通事業者への要請										